

# 第 21 回 議会のあり方調査特別委員会 会議日程

日時 平成 28 年 5 月 16 日 (月)

午前 10 時

場所 第 1 委員会室

## 調査事項

- 1 議員定数について
  
- 2 議員報酬・政務活動費について
  
- 3 その他
  - (1) その他
  
  - (2) 次回委員会開催日について

## 政務活動費使途基準（例）

区 分	内 容	交付対象となる具体例
調査研究費	会派（無所属議員）が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に要する経費	○先進地視察に係る交通費、宿泊費 ○調査委託料 ○研究会会場借上料、資料作成費 ○研究会出席負担金、交通費、宿泊費
研 修 費	会派（無所属議員）が研修会を開催するために必要な経費、団体等が開催する研修会に参加に要する経費	○研修会会場借上料、講師謝礼、資料作成費、通信運搬費 ○研修会出席負担金、交通費、宿泊費
広 報 費	会派（無所属議員）が行う活動、市政について住民に報告するために要する経費	○市政報告会等会場借上料、茶菓子代、資料作成費、通信運搬費 ○会派（無所属議員）広報紙等の印刷製本費、通信運搬費 ○ホームページの作成・更新費
広 聴 費	会派（無所属議員）が行う住民からの市政及び会派（無所属議員）の活動に対する要望、意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費	○公聴会会場借上料、茶菓子代、資料作成費、通信運搬費
会 議 費	会派（無所属議員）が行う各種会議、団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派（無所属議員）としての参加に要する経費	○各種会議会場借上料、茶菓子代、資料作成費、通信運搬費 ○意見交換会等出席負担金、交通費、宿泊費
資料作成費	会派（無所属議員）が行う活動に必要な資料の作成に関する経費	○資料の印刷製本費、翻訳料 ○資料作成に必要な事務機器及び消耗品の購入費又はリース代（パソコン・カメラ・文具等）
資料購入費	会派（無所属議員）が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費	○図書・資料等購入費 ○新聞等購読料 ○有料データベース利用料
人 件 費	会派（無所属議員）が行う活動を補助する職員を雇用する経費	○会派（無所属議員）が行う活動を補助するために会派（無所属議員）が雇用した者に対する賃金等
事務所費	会派（無所属議員）が行う活動に必要な事務所の設置、管理に要する経費	○事務所の賃借料、維持管理費、光熱水費、通信運搬費、事務機器購入費又はリース代

## 政務活動費から支出できない経費（例）

区 分	具 体 例
交際費及びこれに類する経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>○餞別、慶弔、寸志、見舞い</li> <li>○年賀状購入・印刷費</li> <li>○名刺作成費</li> </ul>
政党活動に関する経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>○党費、党大会参加費及び旅費</li> <li>○政党の宣伝活動に要する経費</li> <li>○政党活動に使用する資料等の作成・購入費</li> </ul>
選挙活動に関する経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>○選挙活動に関する経費</li> <li>○後援会活動に関する経費</li> <li>○パンフレット、ビラ等の印刷及び発送費</li> </ul>
挨拶・飲食が主な目的の会合等に関する経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>○新年会、落成式、記念パーティーの参加費</li> <li>○懇親会、親睦会等に要する経費</li> </ul>
議員個人の私的活動に関する経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自治会費、××会会費</li> <li>○災害地への寄附・支援活動の参加経費</li> <li>○議員個人（無所属議員除く）の新聞購読料</li> <li>○主に私生活で使用する物品の購入費</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>○政務活動と関係性が希薄な経費</li> <li>○議員個人（無所属議員除く）の広報誌</li> <li>○議員（無所属議員除く）が個人で主催する市政報告会等の開催経費</li> <li>○社会通念上不適切とされる経費（配偶者に対する人件費・旅費の支出等）</li> <li>○適正な会計処理を逸脱する支出（多年度分の支出等）</li> </ul>

○芽室町議会改革諮問会議設置条例  
平成25年3月26日条例第29号  
芽室町議会改革諮問会議設置条例

(設置)

第1条 芽室町議会基本条例(平成25年芽室町条例第27号)第20条の規定に基づく附属機関として、芽室町議会改革諮問会議(以下「諮問会議」という。)を設置し、その組織及び運営に関しては、この条例の定めるところによる。

(所掌事項)

第2条 諮問会議は、次に掲げる事項について議会の諮問に応じて調査審議し、議会に意見を申し出ることができる。

- (1) 議会改革及び活性化に関する事項
- (2) 芽室町議会基本条例の見直しに関する事項
- (3) 議員定数、報酬等に関する事項
- (4) その他必要と認める事項

(組織)

第3条 諮問会議は、委員5人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、学識経験を有する者その他議長が必要と認める者のうちから、議長が委嘱する。

2 委員の任期は2年とする。ただし、欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 諮問会議に、会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、代表する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を行う。

(会議)

第6条 諮問会議は、会長が招集し、その議事をつかさどる。

2 諮問会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 諮問会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 諮問会議は必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(事務)

第7条 諮問会議の事務は、議会事務局において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、諮問会議の運営その他諮問会議に関し必要な事項は、会長が諮問会議に諮って定める。

附 則

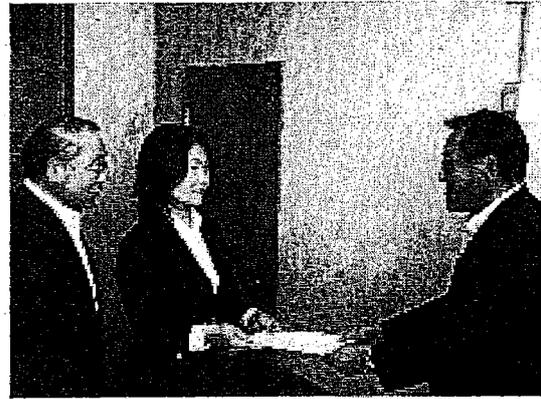
この条例は、平成25年4月1日から施行する。

#### (4) 議会改革諮問会議の設置

平成 25 年 6 月 2 日に、議会基本条例に基づき、議会改革諮問会議（町民 5 人・任期 2 年間）を設置しました（任期：平成 25 年 6 月 2 日から平成 27 年 3 月 31 日）。この制度の目的は、「開かれた議会を目指す」という新たな活性化策として導入したものであり、本会議及び委員会の傍聴などを踏まえ、「議会運営等に関し、町民の皆様からの意見・提言など幅広く聴取し、議会運営に反映すること」としました。

議会改革諮問会議での協議内容は、議長から諮問のあった 6 項目（①議員定数 ②委員会数 ③議員報酬額④ 政務活動費 ⑤議会改革・活性化策 ⑥議会基本条例の適宜改正）についてであり、平成 25 年度に 5 回、平成 26 年度に 2 回開催し、答申に向けた調整を行いました。

議長は、同 6 項目について議会運営委員会にも諮問し、住民組織としての諮問会議と議会組織としての議会運営委員会の双方に同内容が諮問されました。



議会改革諮問会議名簿（敬称略）

H25	会長：蘆田千秋 副会長：谷保義明
～	
H26	委員：明瀬禎純 猪野毛勝啓 佐藤正行

## 答 申 書

平成 25 年 6 月 3 日に広瀬重雄議長から諮問のあった 6 項目について、当諮問会議では、今後の議会活性化を期待するとともに、幅広い層が議員活動することができる環境整備を前提に議論を行い、その結果として次のとおり答申する。

### 記

#### 1 議員定数について

議員定数については、16 人とすべきである。このことは、2 の常任委員会委員数 8 人、委員会数 2 を鑑みたものである。

議論では、二元代表制の強化の面から 2 人増の 18 人とすべきとの意見、2 常任委員会とすべきとの観点から 1 人減の 15 人とすべきとの意見も出されたが、最終的には 16 人とした。

#### 2 委員会数について

常任委員会委員数については、委員間討議が十分に行えるよう 1 委員会 8 人とすべきとし、委員会の構成は、重複所属とはしないものとする。十分に期待できる常任委員会数については、2 常任委員会とすべきである。

#### 3 議員報酬について

議員報酬については、総報酬額を年額 3, 276, 000 円 (306, 000 円増額) とし、月額を 273, 000 円とすべきである。

したがって、期末手当は廃止すべきである。

#### 4 政務活動費について

政務活動費については、導入しないものとすべきである。このことは、本町議会には会派がなく、個人交付となるため使途基準に照らした審査や支給事務、報告事務など手続き上の煩雑さが想定され、議員報酬および議会研修費をもって活動すべきである。

#### 5 議会改革・活性化策について

議会改革・活性化策については、議会・議員自らが、議会基本条例および議会活性化計画に基づいた活動を検証し、改革・活性化策を示すべきである。

#### 6 議会基本条例の適宜改正について

議会基本条例の適宜改正については、現時点で改正すべき条文はない。

## 付 帯 意 見

当諮問会議では、議長から諮問された6項目を答申するにあたり計8回の協議を重ねてきた。

現在の議会運営および議会活動等の状況について、議会事務局に資料提供を求めながら分析等を行い、「理想とする議会像」を描くことを前提として慎重かつ真摯に議論してきた。

したがって、本答申内容は、あくまでも次期の議会議員選挙後の望ましい議会・議員像を想定したものであり、現在の議会のあり方および議員活動内容について、必ずしも高い評価をしているものではない。

10か月余の任期を有する中で、一層の活性化を図るとともに、次期選挙で、幅広い層からの立候補を可能とするよう現議員自らが環境整備を行うことを期待するものである。

なお、答申にあたり、次の4点について意見を付すものである。

### 記

#### 1 町民の付託と責務を全うすること

二元代表制のもとで、町民から付託された議会および議員の責務は重いものがある。議会基本条例を施行してから1年を経過し、基本的理念に基づいた活動の効果、成果は十分に挙げているとはいえ、今後、議員一人一人がさらに研さんに励み、町民の付託と責務を全うすべきである。

#### 2 議会基本条例の順守と検証を行うこと

議会基本条例は、議員自らが定めた議会の最高規範であり、議員自らがこれを「生きる条例」にするために真剣に考えるべきである。

条例を遂行するにあたり、プロセス（実施工程、手順等）を作成し、常に評価、是正、改善を行うことを求めるものである。

#### 3 委員会活動の活性化を図ること

委員会活動においては、所管事務調査に留まるのであれば増員する必要はない。委員会開催についても、調査案件を整理し、効率的に会議を進めることも重要である。

委員会の活性化は、第一義的に、政策提案や政策論争を「議論」を通じて積極的に行うことであり、議員間討議を活発に行うことができる委員数を想定した答申内容としている。さらに、町民に対して、委員会活動の透明性の担保を求めるものである。

#### 4 政策課題を論点・争点化すること

本会議における一般質問および委員会における政策に関する質疑などは、論点化および争点化に努めるべきである。

## 「議会活動と議員定数等とのあり方」についての検討経過

2011年3月3日

## 議会制度検討委員会

会津若松市議会では、平成20年6月、「市民参加を基軸とした新たなマネジメントサイクルの確立と実践によって、積極的な政策形成を行い、まちづくりに貢献していくこと」を目指した会津若松市議会基本条例を制定しました。

生きた条例に向けて、「広報広聴委員会」の開催、更には年2回の「市民との意見交換会」や「政策討論会」など、今までにない新たな取り組みを行い、議会基本条例の具現化に向けた議会改革を進めています。

議会制度検討委員会は、その「市民との意見交換会」で市民の方々から寄せられた貴重な意見をもとに課題設定した、「議会活動と議員定数等との関連性及びそれらのあり方」について、公募の市民2名と議員7名の計9名の委員で28回にわたる検討を行ってきました。(H21.1～H22.12)

具体的には、下記の5項目について検討しました。

1. 議会活動
2. 議員活動
3. 議員報酬
4. 議員定数
5. 政務調査費

## 検討委員会の構成

職名	氏名	所属党派
委員長	土屋 隆	公明党
副委員長	清川 雅史	市民クラブ
委員	横山 淳	公志会
委員	伊東 くに	日本共産党会津若松市議団
委員	坂内 和彦	新生会津
委員	相田 照仁	會津会
委員	木村 政司	社会民主党・市民連合
委員	冠木 成彦	公募市民委員
委員	菊池 さち子	公募市民委員

～議会へあなたの声を～議会制度検討委員会の市民委員を募集  
します！

2016年2月23日

市議会では、本市をよりよくするための議会活動のあり方や議員定数、議員報酬のあり方などについて、市民の皆さんとともに検討するため、議会制度検討委員会の市民委員を募集します。  
本市の明るい未来をつくるため、あなたの声を議会に届けてください！



あなたの声を反映しより良い議会に！

議会制度検討委員会は、議員定数のあり方や議員報酬のあり方などをはじめ、「議会のあり方」に焦点を当て、検討する委員会です。市民委員の方には、議会に対する市民としての率直な思いや意見などを述べていただきたいと思えます。よりよい議会に向けて、あなたの声を直接お聞かせください。

まちづくりに関わるきっかけとして！

子育てがしやすいまち、仕事に就けるまち、老後も安心して過ごせるまちなど、市民の暮らしやすいまちづくりに向けて、議会は市民とともに歩んでいきたいと考えています。市民委員として議会を見て、知って、参加いただくことにより、地域課題への対応や地域の活性化などに向けて、議会をどのように活用できるのか、ということがわかります。市民委員として議会に関わることは、今まで以上にまちづくりに関わるきっかけにもなります。

応募内容

1	<p>募集内容</p> <p>市議会の政策討論会議制度検討委員会の委員として、継続的に会議に出席いただき、市政の発展に貢献できる議会活動のあり方や議員定数、議員報酬のあり方などについて市民の視点から意見を述べていただきます。</p>
2	<p>募集人員</p> <p>2人以内</p>
3	<p>任期</p> <p>平成28年3月から平成29年7月まで(予定)</p>
4	<p>応募資格</p> <p>次の事項を全て満たす人としします。</p> <p>市内に住所を有し、現に市内に住居している人</p> <p>平成28年4月1日現在で満18歳以上である人</p> <p>市議会議員や市職員でない人※経験者を含む</p>
5	<p>提出書類</p> <p>市議会事務局に備え付けの申込書の必要事項を記入の上、合わせて作文(テーマ:応募動機について、400字程度)を記述し、市議会事務局に提出(郵送、FAX、電子メールも可)してください。申込書は本ページからもダウンロードできます。</p> <p>申込書 申込書.doc(37KB) 申込書.pdf(91KB) 申込書.odt(14KB)</p> <p>原稿用紙 原稿用紙.doc(137KB) 原稿用紙.pdf(30KB) 原稿用紙.odt(15KB)</p>
6	<p>選考方法</p> <p>書類選考により決定します。</p>
7	<p>応募締め切り</p> <p>平成28年2月22日(月)必着とします。</p>
8	<p>その他</p> <p>会議は平日の日中に月1回から2回程度開催する予定です。会議の内容及び氏名は原則公開となります。</p> <p>会議の出席に際し、謝礼を支給します。</p>